

住ミカタ・プラスご利用規約

第1条（目的）

住ミカタ・プラスご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「住ミカタ・プラス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第2条（適用関係）

本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。

当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規程は本規約の一部を構成するものとし、本規約と諸規程の定めが異なる場合、諸規程の内容が優先します。

第3条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「ご契約者さま」とは、本規約や重要事項説明書の内容を確認し、同意したうえで、当社所定の申込方法により、申込み手続きを行い、当社がその申込みを承諾した方をいいます。
- (2) 「自由料金契約」とは、当社が定める都市ガス（以下「ガス」といいます。）の供給及び使用にかかる基本約款及び個別約款に基づきお客さまと当社の間で締結するガスの供給及び使用に関する契約のうち、次の契約をいいます。
 - ①もっと割料金契約
 - ②マイホーム発電料金契約
 - ③ハウス空調料金契約
 - ④床暖料金契約
 - ⑤エコジョーズ料金契約
- (3) 「需要場所」とは、ご契約者さまが当社と自由料金契約を締結し、ガスを使用している場所をいいます（基本約款の規定により定まります）。
- (4) 「サービス対象物件」とは、ご契約者さまが住まいの駆けつけサービス（第8条（1）参照）の提供を受ける需要場所の住戸をいいます。
- (5) 「検針日」とは、当社が自由料金契約に基づいて、ガスメーターの読み等によりガスの使用量を確認する日をいいます。

第4条（委託）

当社は、本サービスの受付・業務運営・サービス提供を、当社の関係会社・大阪ガスサービスチェーンおよび当社の提携事業者に委託します（以下、「委託会社」といいます）。

第5条（ご契約者さまの資格）

次の各号のすべてに該当する場合に限り、本サービスを契約いただけます。

- (1) 当社との間で、自由料金契約を締結していること。
- (2) 自由料金契約におけるガス料金の支払方法が「口座振替」、「クレジットカード支払い」、「払込票による支払い」または当社が指定する支払方法であること。
- (3) 自由料金契約の需要場所を居住用の住宅として使用していること。

第6条（本サービスの申込み、利用）

ご契約者さまは、本サービスを当社に申込みする際には、あらかじめ別途定める重要事項説明書や本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の申込方法に則って、申し込むものとします。なお、本サービスは、1つの自由料金契約につき、1契約に限り締結することができるものとします。

第7条（本サービスの開始時期）

本サービスは、ご契約者さまの申し込みを当社が承諾した日の翌日以降最初に到来する需要場所の検針日の翌日からサービスを開始します。ただし、本サービスは2017年4月に提供を開始するため、それよりも前にお申し込みいただいた場合は、2017年4月の需要場所の検針日の翌日からサービスを開始します。

第8条（サービスの内容）

本サービスの内容は以下の通りとします。

(1) 「住まいの駆けつけサービス」

ご契約者さまの自由料金契約の需要場所である住居におけるガス機器修理、水まわり修理、エアコン修理、住まいの修理の一次対応費用を無料で行います。ただし、その住居が賃貸住宅の場合は、ご契約者さまの所有物のみを本サービスの対象とします。

〈住まいの駆けつけサービスの内容〉

ガス機器修理	給湯器・コンロ等ガス機器の修理の一次対応。
水まわり修理	水栓の水漏れ等水まわりの修理の一次対応。
エアコン修理	部屋が冷えない等エアコンの修理の一次対応。
住まいの修理	床・壁の補修やコンセント・スイッチ等電気まわりの修理の一次対応。

(2) 「暮らし応援サービス」

お客さまの日々の食事、健康、省エネをサポートする「暮らし応援サービス」を無償で提供します。なお、一部のサービスについては、マイ大阪ガスへの加入が必要となります。詳細は、各サービスの諸規程に定めます。

〈暮らしのサポートサービスの内容〉

食事	ボブ&アンジーが提供する栄養管理士監修のレシピの無料提供。
健康	専属の看護師への健康状態等に関する無料相談。
省エネ	日々のガスと電気の効率的な利用を支える省エネレポートの配信。

(3) 住まいの駆けつけサービスで無償となる一次対応費用は、基本料（出張費+故障診断料）・修理費見積り手数料・簡易手直し作業料とします。それぞれの定義及び簡易手直し作業の範囲は次の通りとします。

〈一次対応の対象範囲について〉

出張費	車両等でお客さま宅に訪問する費用。
故障診断料	不具合事象を特定するための費用。
修理費見積り手数料	修理実施時の費用見積り手数料。
簡易手直し作業料	簡易手直しの作業範囲は、下表の通りです。

〈簡易手直し作業の範囲について〉

給湯器修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
コンロ修理	使用説明および電池交換作業（電池代は別途となります）、バーナートップの位置直し。
その他ガス機器の修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
水まわり修理	使用説明および外観接続部の締め直しのみ。
エアコン修理	使用説明およびリモコンの電池交換のみ（電池代は別途となります）。
住まいの修理	—

(4) 住まいの駆けつけサービスにおいて故障の修理等の対応を完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依

頼される場合など、当社および大阪ガスサービスチェーンが対応出来ないと判断するものについては、住まいの駆けつけサービスの提供をお断りする場合があります。

- (5) 住まいの駆けつけサービスの対応時間は、訪問約束時刻が以下に規定する時間内の出勤分とします。規定時間外の対応は住まいの駆けつけサービスの対象外となり、一次対応についても有料となります。

平日（月～土）：9時～19時 日・祝日：9時～17時

- (6) 一次対応希望の連絡は、原則、当社グッドライフコールへ連絡いただくものとします。

大阪ガスグッドライフコール：0120-000-555

受付時間：平日（月～土）：8時～21時 日・祝日：9時～21時

第9条（サービス料金）

本サービスのサービス料金は、以下の通りとします。

- (1) サービス料金は、月々216円（税込）です。但し、2018年4月のご契約者さまの検針日までのサービス料金は、無料とします。
- (2) サービス料金は、毎月のガス料金と一緒にお支払いいただきます。
- (3) サービス解約に伴う解約金は発生しません。
- (4) 消費税率はご請求時点での消費税率となります。
- (5) サービス料金やその他のご契約者さまに対する債権を、当社が指定する第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを、ご契約者さまはあらかじめ承諾するものとします。

第10条（解約）

本サービスの解約は以下の通りとします。

- (1) ご契約者さまが、本サービスの利用契約を解約する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申込むことにより、本サービスの利用契約を解約することができます。この場合、当社がご契約者さまからの申込みを承諾した日の翌日以降の検針日をもって、本サービスの利用契約の解約日とします。
- (2) 当社は、次の場合に本サービスの利用契約が解約できるものとし、ご契約者さまは予めこれを承諾するものとします。なお、②③により解約をする場合は、ご契約者さまは当社が被った損害を賠償するものとします。
 - ① 転宅に伴うガスの閉栓が行われた場合
 - ② ご契約者さまが第11条に違反していると当社または委託会社が判断した場合
 - ③ ご契約者さまが第17条に違反していると当社または委託会社が判断した場合

第 1 1 条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

- (1) ご契約者さまは、本サービスが円滑に行われるように、当社および委託会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
- (2) ご契約者さまは、本サービスを提供するために必要となる電気・水道・ガス料金、通信料その他の費用を負担するものとします。
- (3) ご契約者さまは、本サービスの提供に関する問合せまたは苦情等の申し出を行う場合、所定の窓口へ連絡するものとします。
- (4) ご契約者さまは、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ①本サービスを営利目的で利用する行為、または本サービスを通じて営利を得る目的の行為。
 - ②本規約および諸規程に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為または本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為。
 - ③本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。
 - ④本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為。
 - ⑤本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為または与える恐れのある行為。
 - ⑥犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれに関連する行為。
 - ⑦法律に違反する行為または違反の恐れのある行為。

第 1 2 条（提供の拒否）

当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、ご契約者さまに対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。

- ①ご契約者さま本人からの本サービスの利用申込みであることを確認できない場合。
- ②台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難または危険が伴うことが予測される場合。
- ③本サービスの対応内容を逸脱する場合。
- ④委託会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合。
- ⑤本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利または利益の制限あるいは第三者に損害が生じることが想定される場合。
- ⑥当社または委託会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。

⑦前各号以外でも、社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合。

第13条（個人情報）

当社は、ガス・電気・熱等の各種エネルギーや当社の商品・サービスをお客さまにご利用いただくにあたり、当契約の申し込み受付等により、当社が直接または業務委託先等を通じて、お客さまの個人情報（お客さまの氏名・住所・電話番号等）を取得します。これらの個人情報は、以下の目的に利用します。

- ①エネルギー供給およびその普及拡大
- ②エネルギー供給設備工事
- ③エネルギー供給設備・消費機器（厨房・給湯・空調等）の修理・取替・点検等の保安活動
- ④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦その他上記①～⑥に附随する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、保証サービス会社、協力会社（サービスショップ、メンテサービス会社、工事会社等）に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

第14条（損害賠償の制限）

当社がご契約者さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がご契約者さまに対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限定されるものとします。

当社の故意又は重大な過失によりご契約者さまに損害を与えた場合は、この限りではありません。

第15条（通知）

当社は、本サービスに関するご契約者さまへの通知を当社のウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることが出来るものとします。

この場合、当社が当該通知内容を当社のウェブサイト上に掲載した時点をもって、ご契約者さまに対して、当該通知がなされたものとみなします。

第16条（変更の届出）

ご契約者さまは、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、ご契約者さまが届出内容の変更があったにもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社がご契約者さまから届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。

前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をご契約者さまに求める場合があります。ご契約者さまはこれに応じるものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

(1) ご契約者さまは、次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ①自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標ぼうゴロその他これに準じるもの（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
- ②ご契約者さまが自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ③ご契約者さまが暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(2) ご契約者さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第18条（規約の変更）

本規約およびその他の諸規定は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、改定日の一ヶ月前に、第15条に従い、当該改定の内容をご契約者さまに通知するものとします。

ご契約者さまは、通知された改定内容に同意いただけない場合、当社に申し出ることによって本サービスを解約することができます。なお、ご契約者さまが当該改定日後に本サービスの利用など改定内容の承認を前提とする行為を行った場合は、当社にご契約者さまが当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。

第 19 条（譲渡禁止等）

ご契約者さまは、ご契約者さまの権利について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第 20 条（合意管轄）

ご契約者さまおよび当社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、大阪簡易裁判所および大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 22 条（その他）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項については、ご契約者さまおよび当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

本規約は、2017 年 1 月 6 日から実施します。